

Q&A

Q: 子供って何歳までのことなの?

A: 17歳まで。たとえば働いている子も、17歳までは子どもなんだ。
ただし、18歳になっても、高校3年生までは子どもに入るよ。

Q: 権利があるから、子どもはなんでもしていいってこと?

A: 子どもの権利があるからと言って、なんでも自由にできるということではないんだ。自分がされて嫌なことは、相手にもしないことが大切だよ。

Q: 虐待ってどんなこと?

A: 虐待とは、お母さんやお父さんなどが、子どもを叩いたり、ひどい言葉をあびせたりして、子どもの心と体を傷つけることなんだ。

悩んでいる子がいたら、声をかけてあげよう!

もしかしたら、あなたの大切なお友達が、お家や学校で

トラブルに巻き込まれているかもしれないよ。

お友達の様子がおかしいなと感じたら、話を聞いてあげてね。

一人で悩まず、相談しよう /

もし、あなたやあなたのお友達が悩んだり、困っていたら、

一人で悩まずに必ず相談してね。

あなたたちを助けるために、一緒に考えるよ。

子どもわかもの 相談プラザ **sorae**

ソラエ(なは) 098-943-5335

ソラエ(なご) 0980-43-8300



児童相談所 虐待対応ダイヤル

でんわ 電話で 189

沖縄県ヤングケアラーチャンネル

友だち登録受付中!

LINEの友だち登録はこちら▶



子どものための

沖縄県子どもの権利を尊重し 虐待から守る社会づくり条例

ハンドブック

「子どもの権利」って
なんだろう?

ひとりひとりが自由な社会へ!

11月17日は「おきなわ子どもの権利の日」

11月17日～23日は「おきなわ子どもの権利週間」です。



子どもの権利ってなんだろう？

子どもの権利は、世界中の全ての子どもたちが、
しあわせに生まれ、生きていくために、持っているものだよ。

4つの大切な子どもの権利！

どれも、子どもが生まれながらにして
持っている、守られるべきものなんだ！

1

生きる権利

住む場所や食べ物があり、
病気になったら治療を
受けられること。

あなたの命を
守ってくれるよ！

2

育つ権利

勉強したり、遊んだりして、
自分らしく育つことが
できること。

ゆめむ
夢に向かって
チャレンジしよう！

3

守られる権利

暴力やひどい扱いを
受けることのないように
守られること。

つらい時は
助けてもらおう！

4

参加する権利

自由に発言したり、
集まってグループを
作ったりできること。

自分の思いを
伝えよう！

ポイント！

「権利」はあなただけでなく、あなたのお友達にもあるんだ。
自分の「権利」と同じくらい、お友達の「権利」も大切にしよう！

※参考 公益社団法人ユニセフ協会HP 子どもの権利条約

子どもらしく過ごすことも「育つ権利」のひとつだよ

親やきょうだいに何かがあって、あなたが代わりにお世話をすることが
あるかもしれない。もちろんお世話をするのは大切だけど、友達と遊んだり、
学校に行き勉強したりすることも、あなたが持っている大切な「権利」なんだ。



沖縄の子どもを守るための

約束ができた！

沖縄の子どもたちを守るために、

「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」ができたんだ！

子どもの権利を大切にして、

虐待から守るための約束ごとが書かれているよ。

たとえば、こんな約束が！

お母さんやお父さんが
守ること

周りの大人が
守ること

学校や施設の人が
守ること

周りの人の助けを
借りながら、子ども
を守り、愛情を
持って育てること。
体罰をしないこと。

子どもにとって
安全で、安心できる
まちをみんなで
協力してつくる
こと。

学んだり、遊んだり
がしっかりできる
ようにサポート
すること。虐待や、
体罰などから
守ること。

子どもの権利を守るのは、大人たちの役目！
子どもは、周りのみんなに助けてもらおう！

「ヤングケアラー」とよばれる子どもたちが心配されているよ。

しょうがいや病 気のある家族に 代わり、買い物・ 料理・そうじ・セ ンたくなどの家 事をしている	家族に代わり、 おさないきょうだ いの世話をして いる	しょうがいや病 気のあるきょうだ いの世話や見守 りをしている	目がなせない 家族の見守りや 声かけなどの気 づかいをしている	日本語が第一 言語でない家族 やしょうがいのあ る家族のために 通やくをしている	家計をささえる ために労働をし て、しょうがいや 病気のある家族 を助けている	アルコール・薬物 ・ギャンブル問題 をかかえる家族 に対処している	がん・なん病・せ いしっかんなど まんせいのな 病気の家族のか ん病をしている	しょうがいや病 気のある家族の 身の回りの世話 をしている	しょうがいや病 気のある家族の 入浴やトイレの かい助をしている

※参考 厚生労働省HP